今なら免税措置があります!

相続登記は早めがおトク!

2027年3月31日まで

不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

1 相続により土地を取得した方が相続登記をしないで死亡した場合の相続登記

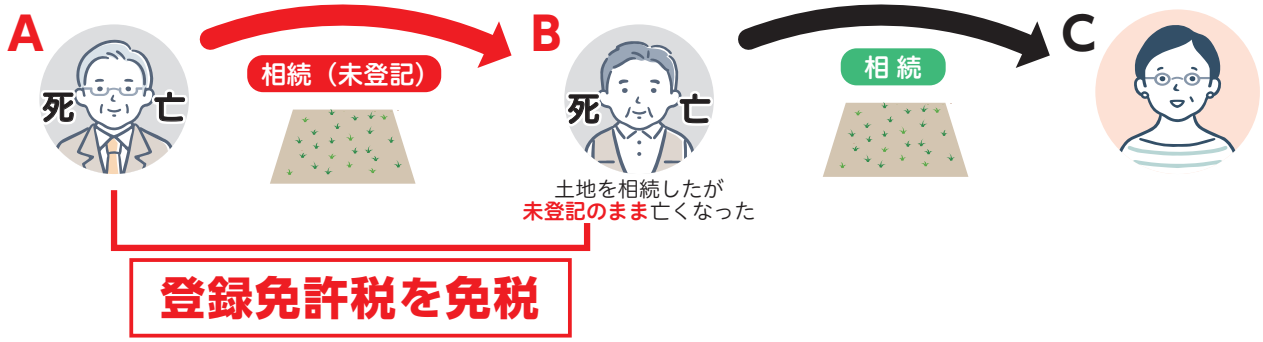

登録免許税を免税

2 不動産の価額(※1)が100万円以下の土地に係る相続登記（相続人が受ける「所有権の保存の登記」(※2)を含みます）

登録免許税を免税

「シラナカッタヌキ」

※1　不動産の価額は土地の相続登記をする際の課税標準となる土地の価額です。
※2　所有権の登記がされていない不動産についての相続登記の方法です。

法務省民事局
MINISTRY OF JUSTICE CIVIL AFFAIRS BUREAU

詳しくは、法務局ホームページへ
相続登記　免税措置　検索